

# 今月の お知らせ

## お知らせ

### 自動車の移転(変更・抹消)登録

自動車税種別割は、4月1日(午  
前零時)現在の登録名義人である所  
有者に課税されますので、自動車の  
売買や転居等をされた場合は次のこ  
とにご注意ください。

### ○手放した自動車の納税通知書が届いた

自動車税種別割は、4月1日(午前  
零時)現在の登録名義人である所有  
者(割賦販売等で所有権が留保され  
ている場合は使用者)に課税されま  
すので、移転や抹消の手続きをしな  
いと、もとの所有者に課税されます。  
自動車を下取りに出したり、他人  
に譲ったりしたときは、必ず運輸支  
局で移転や抹消の手続きをしまし  
よう。

## 電話番号

総務課	
総務係 財政係	☎82-5210
地域創生課	
創生企画係	
ユネスコエコパーク推進係	☎82-5220
町民生活課	
税務係	☎82-5110
町民係	☎82-5100
保健福祉課	
保健係	☎84-7005
福祉係	☎84-7010
農林建設課	
農林係	☎82-5230
建設係	☎82-5270
観光商工課	
観光係 商工係	☎82-5240
会計室	☎82-5120
議会事務局	☎82-5300
農業委員会	☎82-5230
教育委員会	☎82-5320
学校給食センター	☎84-7180
只見保育所	☎82-2219
朝日保育所	☎84-2038
明和保育所	☎86-2249
朝日診療所	☎84-2221
(歯科)	☎84-2612
こぶし苑	☎84-2101
只見振興センター	☎82-2141
朝日振興センター	☎84-2111
明和振興センター	☎86-2111

※3月末までに手続きをしないと、  
翌年度分の税金が課税されます。

○転居して住民票は移したのに、自  
動車税種別割納税通知書が届かない  
自動車税種別割の納税通知書は、  
運輸支局に登録されている住所(自  
動車検査証に記載されている住所)  
に送付されますので、住民票の異動  
だけでは新しい住所へ送付されま  
せん。

転居したときは、必ず運輸支局で  
車検証の住所変更の手続きをしまし  
よう。

※3月末までに手続きをすると、新  
しい住所に送付されます。

○車検切れで使用していない自動車  
にも、自動車税種別割は課税される  
車検が切れた自動車でも、登録が  
されている限り自動車税種別割が課  
税されません。

壊れて動かなくなったり、使わな  
くなったりした自動車は、運輸支局

で抹消の手続きをしましょう。

抹消された翌月から、月割で課税  
されなくなります。既に年税額を納  
めている場合には、抹消した翌月以  
降の税金は還付されます。

※3月末までに抹消登録すれば、翌  
年度は課税されません。

### 【問合せ先】

福島県南会津地方振興局県税部  
☎0244116215212

※登録に関する手続きは、運輸支局  
や南会津自家用自動車組合、自動  
車整備工場等にお尋ねください。

## 人事

### 町職員の退職のお知らせ

○退職(2月28日付)

▽農林建設課

運転手 三瓶 昌之

## 会津よつば農業協同組合から カーブミラーが寄贈されました



今回は積雪で見通しの悪い交差点などに設置していただきました

会津よつば農業協同  
組合から町にカーブミ  
ラー3基が寄贈されま  
した。これはJA共済  
の地域貢献活動の一環  
として実施されている  
ものです。

## 税 今月の納期

3月27日までに  
納めましょう

●農集排使用料(3月分)

